



金谷光偉さん

次の方は、永年の功績が認められ、受章されました。

交通安全功労者表彰受章
おめでとうございます

01 詳しくは☎秘書広報課☎788-49

永年勤続功労賞



糸井政樹さん

次の方は、永年の功績が認められ、受章されました。

平成30年度消防功労者消防庁長
官表彰受章おめでとうございます

情報ステーション

OKEGAWA
Information Station

◀ 4月

01 詳しくは☎秘書広報課☎788-49

皆様の善意

ありがとうございます

次の方から寄附をいただきました。

一般社団法人

埼玉県トラック協会 様

光るトラック型防犯ブザー 590個

埼玉県北部読売会上尾支部

支部長 松井 利幸 様

インクジェットプリンター一式

詳しくは☎教育総務課☎788-49

65

生涯学習ガイド(4~7月)を
活用してください

市民の生涯学習を支援するために、学習機会の情報をまとめた「生涯学習ガイド」を作成しています。

公民館・図書館などに配置しているほか、市ホームページにも掲載しています。

詳しくは☎生涯学習文化財課☎788

4970

児童扶養手当・特別児童扶養手当・特別障害者手当などの額改定のお知らせ

手当額は、毎年の物価の変動に応じて改定されています。

平成30年全国消費者物価指数の対前年比が公表された結果、平成31年4月から手当月額が次のとおり引き上げられます。

特別児童扶養手当月額(平成31年4月~)

区分	改定前	改定後
1級	51,700円	52,200円
2級	34,430円	34,770円

特別障害者手当等月額(平成31年4月~)

手当の名称	改定前	改定後
特別障害者手当	26,940円	27,200円
障害児福祉手当	14,650円	14,790円
経過的福祉手当	14,650円	14,790円

区分	平成30年4月~ (平成30年8月振込分~)	平成31年4月~ (平成31年8月振込分~)
〈本体額〉 全部支給	42,500円	42,910円
一部支給	42,490円~10,030円	42,900円~10,120円
〈第2子加算額〉 全部支給	10,040円	10,140円
一部支給	10,030円~5,020円	10,130円~5,070円
〈第3子以降加算額〉 全部支給	6,020円	6,080円
一部支給	6,010円~3,010円	6,070円~3,040円

35 詳しくは☎子ども未来課☎788-4945または障害福祉課☎788-49

べに花まつりガイドマップ広告
主を募集します

6月中旬から下旬にかけて開催する「べに花まつり」の事前PRや、まつり開催期間中に会場・栽培畑などで配布するガイドマップを作成します。企業や商店および各種団体の広告欄を設けますので、ぜひ申し込んでください。

大きさ▼A3判、カラー刷り

発行▼4万5千枚

募集▼40区画(予定)

規格▼1区画が縦23mm×横65mm

掲載料▼6千円/1区画

※複数区画申し込み可。

申込み▼4月12日(金)までに原稿図

案と掲載料を添えて、直接、桶川市

べに花の郷づくり推進協議会事務局

(産業観光課)へ。

29 詳しくは☎産業観光課☎788-49





～桶川市防災ガイド(ハザードマップ)を 更新しました～

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

4月に桶川市防災ガイドを更新しました。桶川市防災ガイドには、洪水ハザードマップと地震ハザードマップのほか、防災に役立つ情報が掲載されています。主な変更点は次のとおりです。

- 洪水ハザードマップに使用する情報を国が公表している最新の洪水浸水想定区域図(想定最大規模)に更新
- 地震ハザードマップを最新の埼玉県地震被害想定調査の情報に更新(液状化マップを除く)
- 掲載記事の見直し
掲載されている情報を参考に、災害時だけでなく、普段からご家庭で災害に備えるために災害用備蓄品の確認とお住まいの地域の避難所、避難場所および避難経路の確認を行きましょう。



平成31年度協働推進提案事業募集のお知らせ

市民の皆さんの知恵やノウハウを活かして、市と一緒に課題解決に向けて 取り組んでみませんか?

詳しくは☎市民活動サポートセンター☎786-2400

「協働」とは、何らかの目標を共有し、ともに力を合わせて活動することをいいます。市との協働により身近な地域の課題解決に向けて取り組みましょう。

提案された事業は、桶川市協働審議会において審査をし、採択された事業には補助金を交付します。

提案できる人▶市民公益活動団体(ボランティア団体、NPO法人、自治会などの地域団体、PTA、子ども会など)
※応募資格要件あり。詳細は募集要項を参照してください。

対象事業▶団体が自由にテーマを設定する提案(自由提案型)、市の設定したテーマに対しての提案(テーマ設定型)のいずれかで、次の①～③すべてを満たすもの

- ①市内で行う公益的・社会貢献的な事業であって、市民公益活動団体と市が一緒に協力・連携して取り組むことにより、地域課題または社会的課題の解決が図られる事業
- ②提案する団体の目的または通常の活動に沿った事業
- ③提案する団体と市の役割分担が明確で、双方の責任において実施される事業で、平成32年3月31日までの期間に実施・完了する事業

補助額▶1事業あたり上限100万円(※活動歴1年未満の団体は上限10万円)

提案書提出期限▶4月26日(金)まで ※提案を希望する団体は、提案書提出前までに必ず相談してください。

審査▶桶川市協働審議会です書類審査会や口頭説明会を行い、審査します。

その他▶事業の詳細は募集要項をご覧ください。募集要項・申請書類は、自治文化課、市民活動サポートセンターに設置します。市ホームページからもダウンロードできます。

桶川市協働審議会の委員を募集します

協働の推進を図るため「桶川市協働審議会」を設置しており、「桶川市協働推進提案事業」の審査および評価などを行っていただく委員を募集します。

応募資格▶市に引き続き住所を有する人で、20歳以上かつ任期満了時の年齢が75歳以下の人の
募集人員▶2人※選考により決定し、結果については後日連絡します。
任期▶6月21日～平成33年6月20日(2年間) ※会議は年間5回程度
【応募方法】
必要事項を所定の応募用紙に記入のうえ、4月26日(金)《消印有効》までに、直接または郵送(〒363-8501住所記入不要)で、自治文化課へ。
※応募用紙は自治文化課および市民活動サポートセンターにあります。また、市ホームページにも掲載します。
詳しくは☎自治文化課☎788-4920

市長元気通信 **かつ** どう ほう こく **動 報 告** vol.55

去る2月5日(火)、一級河川江川の周辺環境美化活動を行っている「下日出谷江川清流会(埼玉県「川の国応援団)」と、河川管理者である埼玉県、地元である桶川市の3者による、現場視察及び意見交換を行いました。



▲関根会長による活動状況報告

江川清流会の関根会長からは、江川も昔は綺麗な農業用水路で、川に入って魚を捕まえたり、暑い夏日には涼を楽しんだりしたことなど、身近な自然の遊び場であった頃の思い出話等も伺いました。

そんな清流であった江川も、都市化が進むにつれて、生活雑排水による水質汚濁や、また不要となった家電や生活用品等のごみが大量に不法投棄されたり、河道には草木が生い茂ったりするなど、時代と共に周辺環境が悪化してきました。そうした状況を憂い、元の清流に戻したいとの思いで、地域の皆さんが活動始めてから10年近く経った現在、周辺環境は飛躍的に改善され、今では地域の方々が快適に散歩できる川へと変わってきました。

現在市内には、河川環境の美化や緑地の保全活動を行っている、たくさんのボランティア団体や市民の方がいらっやいます。

残された貴重な自然を未来に残すという、今の私達に課せられた責務を果たすため、今後もボランティアの皆さんとの連携を密に図り、活動していくことの大切さを改めて感じた一日でした。



▲現在の江川の状況



▲活動開始当時、川底に散乱する生活ごみ

桶川市長 **小野克典**

**桶川市教育委員会
第4回定例会のお知らせ**

とき▼4月24日(水)午後2時
ところ▼市役所会議室401
傍聴を希望される人は、会場へお越しください。会場の都合で人数を制限する場合は、ご了承ください。また、次回の教育委員会は、5月28日(火)を予定しています。

詳しくは☎教育総務課☎788-4965

幼児2人同乗用自転車購入費補助金のお知らせ

市では、子育て世帯の自転車での事故を予防するとともに、子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、幼児2人同乗用自転車の購入費用の一部を補助します。

対象▶次のすべてに該当する人
①市内在住の人。
②申請時に未就学児を2人以上養育し、かつ児童と生計が同一であること。
③市税、保育料および放課後児童クラブ負担金の滞納がないこと。

④市内の自転車販売店で購入し、前後2席に専用の幼児用座席を装着済みであること。
⑤幼児2人同乗用自転車に関する安全基準に適合した自転車であること。
補助金額▶購入金額の2分の1(上限3万円)
申請期限▶購入後6か月以内
その他▶幼児2人同乗用自転車については、各販売店で確認してください。
詳しくは☎子ども未来課☎788-944

指定避難所および指定緊急避難場所の指定・取消しを行いました

指定▶坂田コミュニティセンター(開館は4月16日(火)を予定)
取消し▶勤労青少年ホーム(3月31日(日)閉館)
※詳しくは防災ガイドを確認してください。

詳しくは☎安心安全課☎788-4926

第4回農業委員会総会のお知らせ

とき▼4月23日(火)午後2時
ところ▼市役所分庁舎会議室1
傍聴を希望する人は、総会開始の30分前から5分前までに会場にお越しになり、事務局へ申し出てください。会場の都合で人数を制限する場合はご了承ください。また、会場が変更となる場合がありますので、傍聴を希望する人は、ホームページ、または事務局に確認してください。今回の農業委員会総会は、5月21日(火)を予定しています。

詳しくは☎農業委員会事務局☎788-4932





国民健康保険のお知らせ

詳しくは☎保険年金課☎788-4941

「いざというとき」に安心して医療を受けられるように、職場の健康保険や後期高齢者医療制度などに加入している人を除き、市内に住む人はすべて、**桶川市の国民健康保険（以下、国保）に加入しなければなりません。**

国保に加入している人が、会社の健康保険へ加入したり、他の市区町村へ転出したときは、資格喪失の届け出が必要です。

また、他の市区町村からの転入や、会社の健康保険に加入している人が退職し国保に加入する場合は、14日以内に、国保への資格取得の届け出が必要になります。

国保への加入年月日は、**届け出の日ではなく、前の健康保険を喪失した日**となります。このため、届け出が遅れたときは、加入日にさかのぼり国民健康保険税を納付していただくことになります。

なお、国民健康保険税額の試算を希望する人は、平成30年中の収入のわかるもの（源泉徴収票、確定申告書の写しなど）を持参して、保険年金課に問い合わせてください。

	こんなとき	届け出に必要なもの
国保に加入する	他の市区町村から転入してきたとき	運転免許証、パスポート、住基カードいずれか
	職場の健康保険をやめたとき 被扶養者からはずれたとき	健康保険資格喪失証明書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
	外国籍の人が加入するとき	在留カード、パスポート
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
国保をやめる	他の市区町村に転出するとき	国民健康保険被保険者証（以下、国保保険証）
	職場の健康保険に加入したとき 被扶養者になったとき	職場の健康保険証（または資格取得証明書）、国保保険証
	国保の被保険者が死亡したとき	国保保険証
	生活保護を受けるようになったとき	保護開始決定通知書、国保保険証
その他	就学のため別に住所を定めるとき	国保保険証、在学証明書
	市内で住所が変わったとき	国保保険証
	世帯主や氏名が変わったとき	国保保険証
	世帯が分かれたり、一緒になったりしたとき	国保保険証

※個人番号（マイナンバー）制度が開始されたことで、各種申請書にマイナンバーを記載していただく必要があります。手続きの際には、上記の必要なものの他に、以下のものを持参してください。

- 窓口に来る人の本人確認書類
自動車運転免許証、パスポート、個人番号カードなど、顔写真付のものであれば1点。保険証、年金手帳、住民票などの顔写真のないものであれば2点。
- 窓口に来る人、および手続きが必要な人のマイナンバーがわかるもの（個人番号カード、通知カードなど）

市職員(保健師)を募集します

採用年月日▶平成31年7月1日(月)
第1次試験▶4月20日(土)
職種および募集人数▶保健師職→若干名
申込期間▶
【郵送】4月6日(土)まで《消印有効》
【持参】4月8日(月)のみ
午前9時～午後5時

受験資格	1. 保健師免許を有する人 2. 昭和59年4月2日以降に生まれた人
その他	・詳しくは受験案内をご覧ください。 ・受験案内は、市ホームページまたは市役所総合案内、もしくは職員課で配布しています。

詳しくは☎職員課☎788-4911

平成31年度から桶川市の国民健康保険税が変わります

詳しくは☎保険年金課☎788-4941

なぜ変わるの？

国民健康保険は、平成30年度より市町村運営から県と市町村の共同運営に変わりました。

市では、県が定めた運営方針や標準保険税率などを踏まえて、平成31年度から国民健康保険税を変更することになりました。



どう変わるの？

【①保険税算定方式と税率等の変更】

医療分の保険税算定方式を県が標準とする2方式（所得割・均等割）とし、併せて税率などを変更するものです。

区分	平成30年度	平成31年度	比較	
医療分	所得割	6.40%	7.30%	0.90%
	資産割	30.00%	廃止	-30.00%
	均等割	10,500円	24,000円	13,500円
	平等割	15,900円	廃止	-15,900円
支援分	所得割	1.90%	2.00%	0.10%
	均等割	7,200円	9,000円	1,800円
介護分	所得割	1.10%	1.50%	0.40%
	均等割	9,000円	10,800円	1,800円

【②医療分・支援分の課税限度額の変更】

課税限度額は保険税の負担能力に応じて課税していますが、受益との関連において、被保険者の納税意欲に与える影響や制度および事業の円滑な運営を確保する観点から、保険税負担に一定の限度額を設けています。

区分	平成30年度	平成31年度	比較
医療分	520,000円	580,000円	60,000円
支援分	170,000円	190,000円	20,000円
介護分	160,000円	160,000円	0円

今回は、変更の概要について、お知らせしました。
次回は、様々なモデルケースをもとに、改正による影響額について掲載する予定です。

【③均等割の軽減額の変更】

低所得者に対する国民健康保険税の均等割の軽減額を変更します。

区分	平成30年度	平成31年度	比較	
7割軽減	医療分	7,350円	16,800円	9,450円
	支援分	5,040円	6,300円	1,260円
	介護分	6,300円	7,560円	1,260円
5割軽減	医療分	5,250円	12,000円	6,750円
	支援分	3,600円	4,500円	900円
	介護分	4,500円	5,400円	900円
2割軽減	医療分	2,100円	4,800円	2,700円
	支援分	1,440円	1,800円	360円
	介護分	1,800円	2,160円	360円

【④多子世帯減免制度の創設】

18歳未満の被保険者が2人以上いる世帯で、第2子目以降の被保険者を対象として、医療分・支援分の均等割額を減免します。（※課税限度額の適用者は対象外とします。）

第2子目以降の被保険者の均等割額

区分	1人目（18歳未満）	2人目～（18歳未満）
医療分	24,000円	0円
支援分	9,000円	0円



住宅リフォーム資金補助金のお知らせ

市では、地域経済の活性化および住宅環境の向上を図るため、市内の施工業者を利用し、住宅のリフォームを行う市民に対し、工事費用の一部を補助します。

申込資格▶ 次のすべてに該当する人

- ①市内に居住し、住民登録をしている人
- ②対象住宅を所有、または2親等以内の親族が所有している人
- ③対象の住宅に居住している人
- ④市税などの滞納がない人

補助対象▶

- ①市内に事業所を有する施工業者が行う工事。
 - ②住宅の改修工事は、工事費が20万円以上（消費税を除く）の工事。住宅敷地内の道路に接している塀などのリフォーム工事のうち、撤去・処分に係る工事費が2万円以上（消費税を除く）の工事。
 - ③対象となる工事に対して、市が実施する他の補助金を受けていない工事。
 - ④平成32年3月20日までに完了する工事。
- ※「住宅の改修工事」と「塀などの撤去・処分工事」は、それぞれ1回補助を受けられます。
- ※申請時に工事が着工されている、工事が完了しているものは対象になりません。注意してください。

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

補助金額▶

- ①住宅の改修工事の工事費（消費税を除く）の5%、または10万円のどちらか少ない金額（千円未満切り捨て）
 - ②塀などの撤去・処分工事の工事費（消費税を除く）の2分の1、または10万円のどちらか少ない金額（千円未満切り捨て）
- ※見積り金額と実際の工事金額のうち、どちらか低いほうの金額が補助対象となります。

申請期間・方法▶ 4月1日(月)から申請額が予算に到達するときまでに、次の申請書類を直接、産業観光課へ。

- ①桶川市住宅リフォーム補助金交付申請書
※産業観光課窓口、またはホームページからダウンロードできます。
 - ②リフォームの見積書の写し
 - ③当該住宅に係る家屋の固定資産税納税通知書および課税明細書の写しまたはこれに準ずる書類
 - ④設計図・工事場所のわかる案内図
 - ⑤リフォームを予定している現場の写真
- ※申請にあたっては事前に相談してください。

商店街の空店舗を活用しませんか？

市では、商店街の振興を目的として、商店街の空店舗を活用して新たにお店を営業しようとする人を対象に、改装費や家賃の補助をします。

補助区分	対象経費の例	補助額
改装費	内装・外装・設備設置工事など	改装費の1/2以内 補助額上限50万円
家賃	店舗の賃借料（保証金、敷金、礼金、駐車場、仲介手数料などを除く）	家賃の1/2以内 補助額上限月5万円 (12か月以内)

詳しくは☎産業観光課☎788-4928

※小売業（百貨店・スーパーマーケットを除く）または一般飲食店（主としてアルコール飲料を提供しないもの）が対象になります。

※改装費補助を受ける場合の施工業者は、市内に事務所または住所を有する業者に限ります。

申込み▶ 4月1日(月)から申請額が予算に到達するときまで。

28 詳しくは☎産業観光課☎788-49

制度名	利率	用途	限度額	返済期間	保証人	担保
特別小口資金	1.75%	運転	1,250万円	10年	不要	不要
		設備		12年		
中口資金	1.8%	運転	2,000万円	10年	個人：不要 法人：代表者1人	必要に応じて
		設備	3,000万円	12年		

中小企業融資制度のお知らせ

中小企業者向け融資制度は、原料の購入・仕入、給与賃金の支払いや、車両・機械の購入、店舗の増改築などに利用できます。

※次の表の利率の他、保証料が必要になります。

※融資には審査があり、審査の結果によってご希望に沿えない場合があります。

中小企業融資制度のお知らせ

国民年金からのお知らせ

学生納付特例の申請について

学生も20歳になったら、国民年金に加入し、保険料を納めることが法律で義務付けられています。

しかし、学生本人の収入が一定額以下の場合、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

前年度に学生納付特例が承認された人には、日本年金機構から申請書（ハガキ形式）が送られますので、同一の学校に在学する場合は、記入して返送するだけです。

※学校などが変わった人は、改めて申請する必要があります。

初めて申請する人および申請書をお持ちでない人は、保険年金課へお越しください。※平成31年度の申請は、4月から受け付けます。

持ち物▶ 学生証、印鑑、年金手帳（交付済の場合）

※同一世帯の家族の人が、代理で手続きをすることもできます。

【申請して認められると】

○特例対象期間については、年金額には反映されませんが、老齢基礎年金の受給資格期間に算入されます。

また、事故や病気で障害が残った場合に、障害基礎年金が支給されます。

死亡の場合は、遺族（「子」のある妻（夫）」と「子」）には遺族基礎年金が支給されます。

○学生納付特例期間の保険料は、10年以内であれば、申し出をすることで追納することができます。追納する保険料の額は、2年度を経過すると、経過した年数に応じて加算額が付きまます。

【納付猶予制度があります】

学生ではない50歳未満の人は、本人および配偶者の収入が一定額以下の場合には、申請により保険料の納付が猶予される制度（納付猶予制度）があります。申請して認められた場合は、学生納付特例制度と同じ扱いになります。

国民年金保険料の額が変わりました

平成31年度国民年金保険料は月額16,410円です。納付の方法は、口座振替とクレジットカード納付並びに納付書（現金）があります。口座振替の場合は、金融機関で手続きが必要です。クレジットカード納付の場合は、申し出をしなければなりません。また、どちらの方法でも月毎と前納の納付方法があります。今年度納付書（現金）で1年前納をする場合は、5月7日(火)までとなります。

詳しくは☎保険年金課☎788-493399 または ☎大宮年金事務所☎652-

「パパ・ママ応援ショップ 優待カード」が新しくなります！

パパ・ママ応援ショップ優待カードは、18歳までの子どもまたは妊娠中の人がいる家庭に配布され、協賛店舗で提示すると割引などのサービスが受けられる子育て家庭への優待制度です。

これまで配布していた優待カードは、平成31年3月末日をもって有効期限が満了となることから、新しい優待カードを子ども未来課の窓口で配布します。

なお、県公式スマホアプリ「まいたま」内「パパ・ママ応援ショップ サブアプリ」を取得することで、更新の手間なくパパ・ママ応援ショップカードを入手することができます。アプリ版の優待カードをぜひご利用ください。

【対象】

18歳に達して次の3月31日を迎えるまでの子ども（県内在住、在園、在学のいずれかに該当する者） または



公式ホームページ



☆交通事故統計☆

—桶川市内の人身事故—

(毎年1月からの累計)

	平成31年 1月末	平成30年 1月末	対前年 同月比
件数	16件	18件	△2人
死者数	0人	0人	0人
負傷者数	19人	18人	1人

行けるはず まだ渡れるは もう危険

桶川市空き家バンク運用開始について

4月1日から、桶川市空き家バンクの運用を開始いたします。空き家バンクとは、市内の空き家を市場へ流通させ、有効活用することで、移住および定住促進による地域の活性化を図ることを目的としています。

詳しくは、市ホームページを確認してください。
詳しくは☎安心安全課☎788-4927

4944



埼玉県結婚・妊娠・子育て応援公式サイト

妊娠中の人がいる世帯 ※最新の県内協賛店舗の情報は、埼玉県結婚・妊娠・子育て応援公式サイトで検索が可能です。



住宅用新・省エネルギー機器設置費用補助制度のご案内

詳しくは☎環境課☎788-4924

市では、環境負荷の少ない新・省エネルギー機器の設置を予定している人に、予算の範囲内でその費用の一部を補助します。今年度から、補助対象機器を一部見直しました。設置を予定している機器が補助対象であるかどうか、今一度確認してください。

- 補助対象・条件**▶下記の1~5を全て満たしていること。
1. 市内に住宅を所有し、居住していること。
 2. 市町村民税を完納していること。
 3. 設置する住宅およびその敷地などに建築基準法および都市計画法に違反がないこと。

4. 平成32年3月20日までに実績報告書を提出すること。
 5. 設置機器が未使用品であること。
- ※同一世帯、同一の住宅に対する補助金の交付は、一会計年度中1回です。
- ※必ず設置工事着手前に申請してください。機器が設置済みである場合、設置工事に着手している場合は、交付の対象となりません。

補助対象機器	補助金額	備考	条件
1 太陽光発電システム (2kw以上10kw未満)	50,000円		ア 住宅の屋根または屋上への設置に適していること。 イ 電力会社の低電圧配線と逆流のある系統連結をすること。 ウ 電池容量が2kw以上10kw未満であること。 エ 電力会社と電灯契約を結ぶこと。
2 高効率給湯器		2以上の機器を設置する場合は、各種補助対象機器の補助金額の合計額となります。(上限100,000円)	左記の機器のいずれかに該当すること。
エコキュート (CO ₂ 冷媒ヒートポンプ給湯器)	30,000円		
エコウィル (ガスエンジン給湯器)	40,000円		
エコワン等 (ハイブリッド給湯器)	40,000円		
エネファーム (家庭用燃料電池)	50,000円		
3 HEMS	10,000円		ECHONET Lite規格を標準インターフェイスとして搭載していること。
4 太陽熱利用システム	30,000円		性能の保証、設置後のサービスなどがメーカーなどによって確保されていること。
5 家庭用蓄電池 (リチウムイオン蓄電池、容量2kwh以上)	50,000円		リチウムイオン蓄電池を搭載したシステムで、蓄電容量が2kwh以上であること。
6 地中熱利用システム	100,000円	上記の補助対象機器の設置に係らず、100,000円	ア 地中熱を利用した空調機器または給湯機器を有すること イ 地中熱交換機 (熱交換井を含む) は適切な深度または総延長を有し、十分な採熱または放熱ができること。
合計額の上限	200,000円		※いずれも未使用品であること。

- 申請方法**▶4月1日(月)午前9時から受け付けを開始します。補助金交付申請書に次の書類を添えて環境課へ持参してください。
1. 経費の内訳が記載されている工事請負契約書または見積書の写し
 2. 現況 (施工前) 写真
 3. 設置場所までの案内図
 4. 平成30年度分の市町村民税納税証明書
 5. 既存の住宅の場合、申請者が住宅を所有していることが分かるもの (登記事項証明書、固定資産税納税通知書および課税明細、名寄帳の写しなど)

6. 太陽光発電システムは、その最大出力が確認できる書類の写し
 7. 高効率給湯器、HEMS、太陽熱利用システム、家庭用蓄電池、地中熱利用システムは、機器の仕様および規格が分かる書類の写し (カタログなど)
 8. 地中熱利用システムは、7.に加えて採掘抗の深度などが確認できる書類
- ※補助金は、先着順かつ予算の範囲内での交付です。予めご了承ください。
- ※交付申請書は、環境課、または市ホームページからもダウンロードできます。

- 勤労者住宅資金貸付制度のお知らせ**
- 対象**▶次の①から④にすべて該当する人。
- ① 市内に居住し、または居住しようとしている勤労者 (自営業者を除く) で、同一事業所に1年以上勤務している人。
 - ② 資金の貸し付けを受けようとする時の年齢が20歳以上60歳以下でかつ、償還を完了する時の年齢が70歳 (無担保の貸し付けにあつては65歳) 以下である人。
 - ③ 市県民税を完納している人。
 - ④ 家族収入を含み借入金返済しながら生活し得る人。
- 資金の用途**▶利用申込者が市内に居住するための新築、増改築 (耐震改修を含む)、購入 (中古住宅・マンションを含む) および宅地の取得資金に限りません。また、家屋は建築基準法に適合していること、宅地は100㎡以上あることが必要です。なお、投資を目的とするものは、該当しません。
- 貸付限度額**▶2,500万円 (無担保は500万円)
- 貸付利率**▶変動金利1.865% (無担保は固定金利1.8%、変動金利2.715%)
- 貸付期間**▶30年以内 (無担保は固定)

- 定金利10年以内、変動金利15年以内)**
- 保証人**▶労働者信用基金協会の債務保証制度を利用
- 申込み**▶産業観光課にある「勤労者住宅資金貸付申込書」で、毎月10日までに申し込んでください。
- 詳しくは**☎産業観光課☎788-4928
- スズメバチ除去費補助制度のご案内**
- 市では、凶暴化し市民生活の安全を脅かすスズメバチの巣を除去するため、その費用の一部を補助します。
- 申込資格**
- ① 市内に居住する建物を有し、当該建物またはその敷地内にある巣を除去するものであること (アパート・マンションなど集合住宅を除く)。
 - ② 申請前に環境課へ連絡し、ハチの種類の確認作業を受けていること。
 - ③ 申請書兼報告書の提出時に、巣の除去を業者に委託し、除去が完了していること。
- ※同一の人に対する補助金の交付は、同一年度内に1回となります。
- 補助金額**▶スズメバチの巣を除去した費用の2分の1の額 (百円未満の端数は切り捨て) とし、1万円が限度となります。
- 申請方法**▶補助金の交付を受けようとする人は、巣の確認を受け、除

去が完了した後、スズメバチ除去費補助金交付申請書兼報告書に必要書類を添えて環境課へ持参してください。

申請書類は、環境課、または市ホームページからもダウンロードできます。なお、予算の範囲を超えた場合は締め切ります。




詳しくは☎環境課☎788-4924

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に注意しましょう

微小粒子状物質 (PM_{2.5}) とは、大気中に浮遊する粒子状物質で、直

径2.5マイクロメートル以下 (1マイクロメートルは0.001ミリメートル) の微粒子のことをいいます。PM_{2.5}の大きさは、髪の毛の太さの30分の1程度です。

PM_{2.5}の濃度の1日平均値が、70マイクログラム/㎡を超えると予測された場合、健康への影響が懸念されます。そのため県では、毎日3回 (8時、12時30分、17時30分) この値を超えるおそれがあるかどうかを予測し、ホームページでお知らせしています。また、市では防災無線でお知らせします。

日平均値が70マイクログラム/㎡を超えると予測された場合、次のことに注意してください。

- 不要不急の外出をできるだけ減らすこと。
- 屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らすこと。
- 換気や窓の開閉を必要最小限にすること。

【関連ホームページ】

- ・ PM_{2.5}の測定結果について (埼玉県ホームページ)
- ・ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) に関する情報 (環境省ホームページ)

詳しくは☎環境課☎788-4924

くらしの便利帳を発行します

市は、(株)サイネックスと共同で「桶川市くらしの便利帳」を作成しました。4月1日(月)から順次、各世帯に配布します。ぜひ活用してください。

※4月30日(火・祝)までに届かない場合は、問い合わせてください。



01 詳しくは☎秘書広報課☎788-4901

桶川市公式 Facebook ページ

市からのお知らせや市民活動などを投稿しています。

いいね!

https://www.facebook.com/city.okegawa

地域包括支援センター主催 介護予防教室のご案内

地域包括支援センターは、市の委託を受けて市内に4か所設置されており、市の受託事業として介護予防教室を行っています。介護予防教室の対象者は、65歳以上の人で、参加費無料、予約不要(社会福祉協議会主催の教室で初回の参加者のみ要予約)の教室となります。全ての日程に参加できない人も気軽に参加してください。(持ち物▶タオル、飲み物、動きやすい服装、靴)



ところ	とき	内容・注意事項
ハートランド ※上履き持参	5月10日(金) 24日(金) 6月7日(金) 21日(金)	午後1時30分～3時 (受付:午後1時15分～)
中山道ふれあい館	5月14日(火) 28日(火) 6月11日(火) 25日(火)	

オケちゃん健康体操、玄米にぎにぎ体操、バルーン体操、タオル体操、脳トレなど
※「ハートランド」か「中山道ふれあい館」のどちらかひとつを選んでください。タオル(手拭いでも可)を使用した体操を行うので、必ず持参してください。玄米にぎにぎ棒をお持ちの人は持参してください。

問合せ☎地域包括支援センター「ハートランド」(坂田1725) ☎777-7055

ところ	とき	内容
市民ホール	4月3日(水) 5月8日(水) 6月5日(水)	午後1時30分～3時(受付:午後1時15分～) 午後3時15分～4時45分(受付:午後3時～) ※2部制です。どちらかを選んでください。
サン・アリーナ ※上履き持参	4月12日(金) 5月17日(金) 6月14日(金)	

健康に関する話や体操、ゲームなど

問合せ☎地域包括支援センター「ルーエハイム」(若宮1-5-2 おけがわマイン4階) ☎789-2121

ところ	とき	内容・注意事項
地域福祉活動センター	4月26日(金) 5月10日(金) 6月14日(金) 28日(金)	午前10時～11時30分(受付:午前9時40分～) 午後1時30分～3時(受付:午後1時10分～) ※2部制です。どちらかを選んでください。 (午前中が混雑します。午後の参加をお願いします。) ※初回の人は事前申し込みが必要です。

簡単な体操やストレッチ、脳トレなど
※会場は当日1階ロビーにあるホワイトボードで確認してください。

問合せ☎地域包括支援センター「社会福祉協議会」(末広2-8-8) ☎728-2265

ところ	とき	内容
農業センター	4月9日(火) 5月14日(火) 6月11日(火)	午後1時30分～3時(受付:午後1時15分～)

健康に関する話、体操、脳トレ、歌、月によっては城山公園散策など。

問合せ☎地域包括支援センター「ねむのき」(川田谷5830-1) ☎783-5311

介護者のつどい

介護に関する情報交換の場として、地域包括支援センター主催で介護者のつどいを開催します。

ねむのき 介護者のつどい 「蘭の会」	とき	4月12日(金)午後1時～2時30分
	ところ	ねむのき
	内容	和やかな雰囲気の中でお茶を飲みながら、介護のことや情報交換などお話ししてみませんか?
	定員	7人【先着順】
	申し込み	事前に電話で申し込みをお願いします。
問合せ	地域包括支援センター「ねむのき」(川田谷5830-1) ☎783-5311	

節電対策にご協力をお願いします!

詳しくは☎環境課☎788-4924

市では、次のような節電に取り組んでいます。これらを参考に、事業所や市民の皆さんも節電対策にご理解とご協力をお願いします。

1. 庁舎および市公共施設の共通対策

- (1) 照明設備
執務室、事務室は原則として一部消灯するなど節電に努めます。
昼休み時間中は、窓口業務を除き、消灯します。
- (2) エアコン
クールビズ実施期間のエアコンは、室温が28度となるよう設定温度を調節します。
ウォームビズ実施期間のエアコンは、室温が20度となるよう設定温度を調節します。
- (3) 緑化の推進など
建物の屋上や壁面の緑化(グリーンカーテン)や、日差しを和らげるヨシズやスタレの設置に努めます。

2. 小・中学校、放課後児童クラブ、保育所などの対策

児童・生徒・乳幼児などの健康に十分配慮しながら、節電対策を実施します。

3. 職員の執務に係る対策

- (1) クールビズの実施(5月1日～10月31日)
ノーネクタイ・ノー上着・ポロシャツなどで執務を行います。

- (2) ウォームビズの実施(12月1日～3月31日)
重ね着をして寒さ対策を行います。

4. 市民・利用者への周知・啓発

施設利用時に、冷暖房の設定温度の調節や照明の削減をお願いします。

5. その他(家庭でできる節電にご協力をお願いします)

- エアコンのフィルター清掃をこまめに行う。
- 従来型蛍光灯をLEDなどの省電力照明器具に交換する。
- 冷蔵庫の開いている時間を短くし、余分な開閉はしない。
- 冷蔵庫は物を詰め込みすぎないようにし、熱いものは冷ましてから入れる。
- 温水洗浄便座(暖房便座)は、節電モードにする。
- サンシェードなどの日差しよけの設置をする。

浄化槽設置整備事業補助金交付制度のご案内

詳しくは☎環境課☎788-4924

市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止ならびに生活環境および公衆衛生の向上を図るため、単独浄化槽・汲み取り便槽から合併浄化槽に転換する人に補助をします。

補助対象▶市街化調整区域内において、専用住宅に既存の単独処理浄化槽または汲み取り便槽を使用している人が、これらに換えて当該建物に10人槽以下の合併浄化槽を設置しようとする際に、補助金を交付します。事前申請制となりますので、必ず設置工事着手前に申請手続きをしてください。

なお、浄化槽の設置工事に着手している場合、設置工事が完了している場合、公共事業に伴う物件の移転補償を受けている場合、**新規に浄化槽を設置する場合(建築確認申請を要する住宅の新築、改築などの工事が伴うもの)**は、補助金の交付対象とはなりませんので注意してください。

補助金額▶

- 【設置・配管費用】** ①5人槽▶532,000円
②6～7人槽▶586,000円
③8～10人槽▶676,000円

【処分費用】 60,000円

※設置・配管費および処分費ともに上限金額です。

申込み▶申請書に必要書類を添えて環境課へ持参してください。

※対象地域の確認および申請書類の受け取りは、環境課へ問い合わせてください。なお、申請書類は、市ホームページからもダウンロードできます。

※本事業は予算の範囲内かつ先着順での受け付けのため、早めに申請をしてください。



市生活支援コーディネーターが活動しています！

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

市生活支援コーディネーターの顔ぶれ

市では、年を重ねても自分らしく、安心して地域で暮らしていける仕組みづくりとして、地域の実情に応じた支え合いの仕組みづくりを進めています。その際に地域の実情に応じ、地域ごとの担い手の発掘や育成、地域で活躍する各種団体の支援などを行うのが、生活支援コーディネーターです。「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、地域の調整役として活動しています。

桶川市全域

●桶川市社会福祉協議会



各地域包括支援センター圏域

●地域包括支援センター ハートランド

(東、西、南、北、寿、神明、国道西側の坂田、国道西側の加納)



●地域包括支援センター 桶川市社会福祉協議会

(末広、坂田東、坂田西、篠津、五町台、舎人新田、小針領家、倉田、赤堀、国道東側の坂田、国道東側の加納)



●地域包括支援センター ルーエハイム

(泉、下日出谷、下日出谷西、若宮、鴨川、朝日)



●地域包括支援センター ねむのき

(上日出谷、川田谷)



今月のおれんじカフェ

認知症の人とその家族・地域住民など誰もが利用できます。専門職に相談したり、入所されている皆さんと体操や音楽レクリエーションを通して触れ合いませんか。認知症への理解を深めていただくことにより、誰もが住みよい桶川市を目指しています。

開催場所	開催日	開催時間(出入り自由)	参加費
グループホームみんなの家 坂田東1-36-3 ☎729-1616	4月10日(水)	13:30~15:00	無料
愛の家グループホーム桶川 朝日2-10-15 ☎778-6603	4月17日(水)	13:30~15:00	無料
桶川ケアセンターそよ風 上日出谷1245-2 ☎789-3130	4月19日(金)	13:30~15:00	無料
ねむのき 川田谷5830-1 ☎787-0311	4月7日(日) 5月5日(日・祝)	9:30~12:00	100円
クイーンズビル桶川 坂田845-1 ☎728-8887	4月20日(土)	13:30~15:00	無料
花ノ木の郷 加納1824-1 ☎729-2222	4月21日(日)	9:00~15:00(随時)	無料
和が家の学校 東2-12-27 ☎776-8900	4月27日(土)	13:30~15:00	無料



詳しくは☎
高齢介護課
☎788-4938

※事前の連絡は不要です。直接お越しください。

「介護予防サポーター養成講座」のお知らせ

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操を行う「通いの場づくり」を推進しています。地域での「通いの場づくり」のサポーターになってみませんか？

とき	5月21日(火)・28日(火)、6月4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火)
実施時間	午前9時45分~11時45分
受付	午前9時15分~9時45分
ところ	サン・アリーナ
持ち物	飲み物、タオル、筆記用具、運動できる上履き

内容▶介護予防について、100歳体操^{*}、体力測定、グループワーク、脳トレなど
^{*}100歳体操とは、住民主体の介護予防活動として開発され、介護予防効果が実証されているおもりを使用した簡単な筋力向上を目的とした体操です。

講師▶理学療法士など

対象▶介護予防に関心があり、講座終了後、地域で積極的に介護予防体操などの活動ができる人。

定員▶30人【先着順】※申し込み多数の場合、同じ団体からの参加者は3人までとさせていただきます。

申込み▶4月9日(火)午前9時から、高齢介護課へ、電話または来所で申し込んでください。

※運動ができる服装でお越しください。

※できるだけ全日程参加してください。

「通いの場100歳体操」実施団体を募集します！

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

身近な場所で、住民同士が、効果のある介護予防体操(100歳体操)を行う通いの場づくりを希望する団体を募集します。

「高齢者が集まるきっかけづくりをしたい」「地域を元気にしたい」という団体を支援します。是非、申し込んでください。

条件▶①平成29年度に「100歳体操養成講座」を受講または平成30年度「介護予防サポーター養成講座」を受講し、指導者として活動できる人がいる団体。

②週1回、12回以上実施ができること。

③参加人数が10人以上であること。

④実施場所(集会所・公会堂など)の確保ができること。

⑤見学者の受入れができる。

内容▶介護予防について・100歳体操・体力測定・脳トレなどの支援12回。理学療法士、市、地域包括支援センターの3者で団体指導者の支援、通いの場運営の支援をします。

申込み▶高齢介護課へ電話または来所で申し込んでください。申込多数の場合、開始時期の希望に添えない場合があります。

地域包括支援センター主催 いきいき100歳体操教室のご案内

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

100歳体操について知りたい、体験してみたい、地域で通いの場をつくりたいという人を対象に、いきいき100歳体操教室を実施します。まずは一度、100歳体操を体験してみませんか？動きやすい服装、上履き、筆記用具、飲み物持参でお越しください。また、申し込みは不要となっています。皆さんの参加お待ちしております。



ところ	とき	内容
サン・アリーナ ※上履き持参	4月26日(金)、5月31日(金) 6月未定	午後1時30分~3時 (受付:午後1時15分から)
		100歳体操

問合せ☎地域包括支援センター「ルーエハイム」(若宮1-5-2 おけがわマイン4階)☎789-2121

「転ばん!運動教室」のお知らせ

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938



筋力、バランス能力、移動能力は高齢になるにつれて低下しますが、効果的な体操に取り組むことで、体力を維持、向上することができます。住み慣れた地域で元気に生活し続けるために、教室に参加して、楽しく介護予防に取り組みませんか。

ところ	桶川市地域福祉活動センター (桶川市社会福祉協議会)	川田谷公民館 (スポーツホール)
と き	5月14日(火)・21日(火)・28日(火) 6月4日(火)・11日(火)・18日(火)・25日(火) 7月2日(火)・9日(火)・16日(火)	5月16日(木)・23日(木)・30日(木) 6月6日(木)・13日(木)・20日(木)・27日(木) 7月4日(木)・11日(木)・18日(木)
実施時間	午前10時～11時30分	午前10時～11時30分
受付	午前9時30分～10時	午前9時30分～10時
持ち物	飲み物、タオル、川田谷会場のみ運動できる上履き	

内容▶日常生活で簡単に行える運動、栄養の話など10回コース
※簡単な体力測定も行います。

対象▶65歳以上の市民 (医師から運動を止められている人は参加できません。)

定員▶40人【先着順】

申込み▶4月10日(水)午前9時から、電話または直接、高齢介護課へ申し込みください。
※できるだけ全日程ご参加ください。

健康長寿いきいきポイント事業についてのお知らせ

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

市では、社会参加や生きがいづくりを積極的に支援することにより、高齢者の外出や交流を促し、閉じこもりや孤立化を防ぐことを目的に【健康長寿いきいきポイント事業】を実施しています。

市が指定した各種事業(健康診査、介護予防事業、社会参加、生涯学習など)に参加したり、健康に関する自己目標を立てて実行し記録をつけたりすることでポイントを獲得し、50ポイントまたは100ポイントに達すると記念品と交換できます。

65歳以上の市民であればどなたでも参加できます。申請は、高齢介護課・社会福祉協議会・健康増進課(土・日・祝日除く)・各公民館(休館日除く)で行っています。

【登録ぶっくの更新手続きはお済みですか?】

登録ぶっくの表紙に記載の有効期間を確認してください。期間内に手続きすると、記念品交換・次の登録ぶっくへのポイントの繰越(50ポイント未満)ができます。

OKEGAWA 散策コース*より ~春編~

- ・弥勒院…枝垂れ桜がきれいに咲いていた。
- ・前領家…ポピーと矢車草の優しい色合いが良い。
- ・城山公園…満開の桜とチューリップ。
- ・川田谷小学校近く…ピンクのしだれ桜がかわいい。
- ・はなみずき通り…満開のハナミズキの花の下でウォーキング、最高です!
- ・べに花ふるさと館…もくれんの花びらが落ちてきれい。

*健康長寿いきいきポイント事業のコースのひとつ。季節を感じる市内のお薦めの場所を教えていただくことでポイントを獲得できます。

.....(広告).....

学校法人北里研究所 北里大学メディカルセンター

人間ドックのご案内 1年に1度は健康チェックをしませんか!!

電話または健康管理センター窓口にて、2か月先(月末)までのご予約をお受けしております。お気軽にお問い合わせください。

料金 一般基本コース

1日(日帰り)64,800円

※契約市町村・契約健康保険組合等からの補助がある場合は、コースおよび金額が変わります。

オプション検査 (一部抜粋)

胃カメラ 3,240円 頭部MRI / MRA 21,600円
胸部CT 10,800円 頸動脈エコー 5,940円
婦人科健診7,560円 マンモグラフィ 4,860円

ご予約・お問合せ先 予約電話 048-593-1227(代表) 048-593-1212(代表)

※予約受付時間 月～金 10時～16時 土 10時～12時 (第1・3のみ) ☆第2・4土曜日、日曜、祝日は休診

認知症サポーター養成講座



目指せ、H31年度

市内サポーター4,800人!

(H31.3月現在3,818人)



詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

～おかげさまで、H30年度市内サポーター数目標3,800人、達成しました!～

「認知症サポーター」とは、認知症という病気を正しく理解し、認知症の人とその家族が住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けることができるよう支える応援者のことです。講座修了後には認知症サポーターの証『オレンジリング』をお渡しします。

と き▶4月26日(金)午前10時～11時30分(午前9時30分受付開始)

ところ▶市役所会議室305

定員▶20人

申込み▶4月23日(火)までに、電話で、高齢介護課へ申し込みください。

桶川市いきいき健康農園利用者を募集します

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

市では、高齢者の健康維持や生きがい対策の一環として農園整備を行い、土に親しみ、野菜づくりなどを始めたい利用者を募集します。

申込対象者▶市内在住の60歳以上の人で、他の「いきいき健康農園」を利用していない人

農園の場所および区画数▶

坂田地区 若干数(1区画20㎡程度)

利用料▶無料

募集期間▶4月5日(金)から定員に達するまで

申込先▶高齢介護課に備え付けの申請用紙に記入し、窓口へ提出してください。

利用期間▶平成32年3月31日(火)まで

「脳げんき教室」のお知らせ



詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

脳は、使えば使うほど強くなり元気になることから、認知症対策には予防が1番!!とされています。

脳を元気にする体操や脳トレを楽しく♪♪体験してみませんか?

と き	5月22日(水)・29日(水)、6月5日(水)・12日(水)・19日(水)
実施時間	午前10時～11時30分
受付	午前9時30分～10時
ところ	川田谷公民館
持ち物	飲み物、タオル、筆記用具、運動できる室内履き

内容▶認知症予防のための体操、脳トレ、おくちの話など

対象▶65歳以上の市民

定員▶40人【先着順】

申込み▶4月15日(月)午前9時から、電話または直接、高齢介護課へ申し込みください。

※運動ができる服装でお越しください。

※できるだけ全日程参加してください。

～脳がよろこぶ～

「♪音の広場♪」のお知らせ



※平成30年度と同じ内容です。昨年受講した人は、今後開催する予定の他の回の「♪音の広場♪」を利用してください。

詳しくは☎高齢介護課☎788-4938

音楽の領域から認知症予防に取り組みましょう。昔くちずさんだ童謡や懐かしい昭和の歌謡曲。皆さんで思い出しながら、唄ってみませんか?

内容▶認知症予防に繋がる唄遊び、歌唱を利用した体操、楽器を使ってなど

と き▶4月24日(水)、5月8日(水)・15日(水)・22日(水)・29日(水)

時間▶午後2時～3時30分(受付:午後1時30分～2時)

ところ▶加納公民館

対象▶65歳以上の市民

定員▶30人【先着順】

持ち物▶飲み物、タオル、筆記用具

申込み▶4月4日(水)午前9時から、電話または直接、高齢介護課へ。

※できるだけ全日程参加してください。



悪質な訪問販売に注意!

住宅用火災警報器や消火器の悪質な訪問販売などの被害にあわないために、次の点に注意してください。

- 住宅用火災警報器や消火器の販売、交換を消防署が業者に依頼はしません。
- 住宅用火災警報器の設置の義務化による罰則や点検の義務はありません。
- 不審に感じたら、消防署に問い合わせてください。

問合せ 埼玉県中央広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

小規模飲食店などに消火器の設置が義務化されます

平成28年12月に新潟県糸魚川市で発生した火災を受け消防法施行令の一部を改正する政令等が平成30年3月28日に公布され、平成31年10月1日に施行されます。これにより全ての飲食店に原則として消火器の設置が義務付けられます。

新たに消火器具の設置が必要な小規模飲食店などは、延べ面積が150㎡未満のものうち、火を使用する設備または器具(防火上有効な措置が講じられたものを除く。)を設けた飲食店となります。

相談	相談員	相談内容	とき	ところ	問合せ
◎法律相談(予約制)	弁護士	相続、金銭・賃貸借、離婚、相続などの法律全般についての相談	5日(金)・12日(金)・26日(金) 14:00~17:00 20日(土) 9:00~12:00 5月10日(金)・24日(金)・31日(金) 14:00~17:00 18日(土) 9:00~12:00	市役所相談室	秘書広報課
◎司法書士法律相談(予約制)	司法書士	相続、遺言、名義変更、会社設立登記、成年後見、少額民事訴訟(債務整理)等の相談	11日(休) 13:00~16:00 *次回は5月9日(休)	市役所相談室	
◎行政書士相談(予約制)	行政書士	成年後見制度、相続、各種契約書、内容証明、会社設立などの手続きの相談	1日(月) 13:00~16:00 *次回は5月7日(火)	市役所相談室	
不動産相談(予約制)	宅地建物取引主任者	不動産の売買、賃貸借契約などについての相談	24日(休) 13:00~16:00	市役所相談室	
住宅相談	建設団体の相談員	住宅の新築、増改築、修繕、工事、耐震などの相談	20日(土) 9:00~12:00	市役所会議室301 電話でも可 ☎786-3211	市役所相談室
行政相談	行政相談委員	国、公団・公社などへの要望や苦情についての相談	12日(金) 10:00~12:00 *次回は5月10日(金)	市役所相談室	
多重債務相談	市役所職員	消費者金融などからの借金返済などに困っている人の相談	随時	市役所相談室 直通 ☎788-4901	市役所相談室
暴力団被害相談(予約制)	上尾警察署職員	暴力団により被害を受けたり、困っていることについての相談	随時	市役所相談室	安心安全課
女性相談(予約制)	県外の専門カウンセラー	女性のためのなんでも相談	8日(月)・22日(月) 10:00~16:00	市役所相談室	人権・男女共同参画課
人権相談	人権擁護委員	悩みごと・離婚問題・子どものいじめなどの日常生活のお困りごとについての相談	9日(火) 9:00~12:00	地域福祉活動センター3階	産業観光課
内職相談	内職相談員	内職に関する相談・案内	毎週水・金曜日(祝日を除く) 10:00~15:00(12:00~13:00を除く)	勤労福祉会館 直通 ☎773-1121(水・金曜日)	自治文化課
消費生活相談	消費生活相談員	消費者トラブルや苦情など、消費生活全般についての相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 10:00~15:30(12:00~13:00を除く)	市役所3階 電話可 ☎786-3211(代)	子ども未来課
子どもと家庭なんでも相談	家庭児童相談員	子どもたち自身や親からの、家庭・幼稚園・学校などでの悩みや子育ての相談	毎週火・木曜日(祝日を除く) 10:00~16:00	駅前子育て支援センター 直通 ☎777-7708	児童発達支援センター分室
子どものことばや運動面	専門相談員	未就学児の発達についての相談	事前に電話で申し込み、日程調整して決定	児童発達支援センター分室 ☎787-5562	学校支援課
教育相談	専門相談員	子どもの教育やしつけについての悩みごと相談	毎週月~金曜日(祝日を除く) 9:15~16:30	桶川市教育センター 直通 ☎786-3237	社会福祉協議会
心配ごと相談	民生委員	さまざまな心配ごとの相談	毎週土曜日(祝日を除く) 13:00~15:00	地域福祉活動センター 直通 ☎728-2369	

※上記相談外での個別相談は、相談料が発生する場合があります。※◎の相談について、一年度に1回のみ受けられます。

防火上有効な措置が講じられた火を使用する設備または器具とは、以下の装置が設けられたものです。

- 調理油過熱防止装置
- 自動消火装置
- 圧力感知安全装置

なお、消防本部では、今回の法令改正に伴い該当すると思われる飲食店へお伺いし、改正概要の説明や厨房を確認させて頂いておりますので、ご理解、ご協力をお願いします。

問合せ 埼玉県中央広域消防本部予防課 ☎048-597-2004

応急手当(普通救命講習I)講習のお知らせ

内容▼AEDを用いた心肺蘇生法(成人)および大出血時の止血方法など講習修了者には修了証を交付

とき▼5月19日(日)午前9時~正午(午前8時45分受付開始)

ところ▼北本消防署北本東分署(北本市宮内7-240)

対象▼桶川市、鴻巣市、北本市に在住または在勤で中学生以上の人(再受講可)

定員▼15人【申込順】

費用▼無料

持ち物▼筆記用具※WEB講習受講者は、WEB講習受講証明書(スマートフォンなどの画面表示でも可)。

その他▼消防本部ホームページで

平成31年度スポーツ安全保険のご案内

3月1日から、(公財)スポーツ安全協会では、平成31年度スポーツ安全保険の加入受け付けを行っています。

対象▼スポーツ活動や文化活動などを行う4人以上の団体

対象範囲▼団体管理下での活動中(国内)および団体活動への往復中の事故など

掛金▼中学生以下↓800円、1,450円、11,000円
高校生以上↓800円~11,000円

※活動内容により異なります。

保険期間▼4月1日~平成32年3月31日※4月1日以降の申し込みは、加入依頼書を郵送した消印日と振込日のいずれか遅い日の翌日から有効です。

補償内容▼傷害保険、賠償責任保険、突然死葬祭費用保険※加入区分により補償金額は異なります。

申込み▼郵便局窓口で払い込み後、振込受付証明書を貼付した加入依頼書をスポーツ安全協会埼玉支部へ郵送してください。

加入申込書配布先▼スポーツ振興課、サン・アリーナ、川田谷生涯学習センター、各公民館

応急手当WEB講習の受講ができません。WEB講習受講者は、救命講習の受講時間開始から1時間免除されます。当日は午前9時45分から10時まで北本東分署に来庁してください。

申込み・問合せ▼4月15日(月)~5月12日(日)、電話または直接、桶川西分署(住所)▼下日出谷528、☎788-0119)へ。

市の花をつじに指定している市区町村交流つじハイキングを開催します

埼玉県越生町の越生駅東口開設記念と新元号スタートを記念して、駅からハイキングを実施します。参加者には、五大尊つじ公園の無料入場券や、缶バッジなどが記念品として配られます。

とき▼5月2日(木・祝)午前9時~午後3時

スタート▼午前9時~10時、越生駅東口広場

費用▼300円(保険代など)

申込み▼4月20日(土)までに、越生町ホームページの電子申請書またはFAX(049-292-5400)で申し込んでください。

※電話の申し込みは越生町観光協会(☎049-292-1451)へ。

問合せ 越生町総務課 ☎049-292-3121

問合せ(公財)スポーツ安全協会埼玉支部 ☎779-9580

相続、借金、生活、こころの悩み等暮らしのなんでも相談会(無料)

内容▼弁護士・司法書士による法律問題(借金、離婚、相続、贈与など)、社会福祉士による生活問題、精神保健福祉士によるこころの悩み、個別相談会(同じ経験を持つ相談員との面談も可)

とき▼4月21日(日)午前9時~正午

ところ▼朝日記念会館2階(朝日1-22-10)

主催▼夜明けの会

申込み・問合せ▼事前に夜明けの会(☎774-2862)へ連絡を。

万引きは「犯罪」です!

万引きには、「誰かが見ている」という周囲の目が効果的です。犯行を繰り返さない、お店の万引き被害を減らすために、万引きは警察へ通報するとともに、「万引きをしない、させない、許さない」という社会づくりを実現していきましょう。

詳しくは ☎上尾警察署 ☎773-0110

シルバー人材センター入会説明会のお知らせ

入会を希望する人は、説明会に参加してください。

対象▼市内在住の60歳以上の人で、健康で働く意欲のある人。

説明会日時▼①4月16日(火)②4月21日(日)③5月21日(火)④6月18日(火)⑤7月2日(火)(女性限定)⑥7月17日(水)(新庁舎見学も実施) 全説明会午前9時から

説明会会場▼シルバー人材センター(北1-12-10)※7月17日のみ市役所5階全員協議会室で、事前申し込み(定員30人)先着順です。

問合せ シルバー人材センター ☎777-1920

遺言の日記念 埼玉弁護士会による「相続問題相談会」を開催します

とき▼4月13日(土)午後1時~4時(午後3時30分までの受付)

ところ▼大宮ソニックシティ4階市民ホール404(さいたま市大宮区桜木町1-7-5)

費用▼無料

申込み▼不要

問合せ 埼玉弁護士会法律相談センター ☎710-5666